

令和 7 年 10 月 1 日
鹿 屋 市

懲戒処分の公表

鹿屋市は、下記のとおり懲戒処分を行ったので公表します。

事案の概要	○ 令和7年8月22日、被処分者及び同僚職員（以下「被害者」という。）が、鹿屋市内の飲食店で開催された職場の懇親会に参加 ○ 翌23日午前1時頃、被害者が運転代行を待つために自家用車内で仮眠していたところ、被処分者が突然車のドアを開け、被害者の顔面を殴打し、全治約1ヶ月の傷害を負わせた。 ○ 双方が本市の職員であり、事実関係を認めていること、被害者の傷害の程度が確定したことから、本処分を行うものである。 ○ なお、被処分者は、令和7年10月1日付で依願退職した。													
処分の時期	令和7年10月1日													
被処分者及び処分の程度	<table><tr><td>所 属</td><td>市長部局</td></tr><tr><td>職</td><td>会計年度任用職員</td></tr><tr><td>性 別</td><td>男性</td></tr><tr><td>年 齢</td><td>40 歳代</td></tr><tr><td>処分の種類及び程度</td><td>懲戒停職2月</td></tr><tr><td>処分理由</td><td>地方公務員法第29条第1項第3号</td></tr></table>		所 属	市長部局	職	会計年度任用職員	性 別	男性	年 齢	40 歳代	処分の種類及び程度	懲戒停職2月	処分理由	地方公務員法第29条第1項第3号
所 属	市長部局													
職	会計年度任用職員													
性 別	男性													
年 齢	40 歳代													
処分の種類及び程度	懲戒停職2月													
処分理由	地方公務員法第29条第1項第3号													

【問合せ先】総務課 人事研修係 （電話） 0994-31-1127